

§2 事実と価値の二分法の検討

「事実と価値の二分法」の意味について

これまでの「事実と価値の二分法」の使用法に曖昧なところがあったの、明確にしたい。まず、「事実と価値」について論じているのか、「事実判断と価値判断」について論じているのかを、区別すべきである。

(A) 事実と価値の二分法にかかわる諸区別

- (1) 事実と価値の区別ができる。
- (2) 事実と価値の二分法
「全てのものは、事実であるか価値であるかいずれかである」
- (3) 事実と価値の二分法の批判
「事実でありかつ価値でもあるようなものが存在する」
- (4) 事実と価値の二元論
「全てのものは、事実であるか価値であるかいずれかである」 かつ
「事実から価値を生じさせることはできない」 かつ
「価値から事実を生じさせることもできない。」
- (5) 事実と価値の強い一元論
「事実と価値を分けることはできない」

(B) 事実判断と価値判断の二分法にかかわる諸区別

- (1) 事実判断と価値判断の区別ができる
- (2) 事実判断と価値判断の二分法
「全ての判断は、事実判断か価値判断かのいずれかである」
- (3) 事実判断と価値判断の二分法の批判
「事実判断でありかつ価値判断でもあるような判断が存在する」
- (4) 事実判断と価値判断の二元論
「全ての判断は、事実であるか価値であるかいずれかである」 かつ
「価値判断から事実判断を導出できる」 かつ
「事実判断から価値判断を導出できない」
- (5) 事実判断と価値判断の強い一元論
「すべての判断は、事実判断であり価値判断でもある」

これに加えて、「事実的概念」と「価値概念」の二分法とそれにかかわる諸区別を考えることができる。

「価値名辞」が「規範」成分と「記述的」成分とに「要素分解可能」であるか可能でないかは、どのように判定されるのか。たとえば、それはそれに関する推論にどのように影響するのか。

「価値名辞」が、規範成分と記述的成分に要素分解可能であるとする、それぞれの要素を記述できる必要がある。その価値名辞を用いた文を、事実文と価値文から合成することができる。「aはFであり、かつaはVである。」から「aは、FでかつVであるものである」を導出できることになる。

事実/価値の二分法批判と擁護の分岐点

- (a) 価値名辞を用いた判断から、事実判断を導出できる。

例えば、「彼のあの行為は、悪い」から「彼はあの行為をした」「彼は存在する」「あの行為は行われた」などを導出できる。

(b) 事実判断から価値判断を導出することができる。

(a) については、二分法の擁護者も認めるだろう。

二分法の擁護者は、ヒュームのように (b) を否定する必要がある、二分法の批判者は、(b) を論証する必要がある。

(b) のある論証1：事実判断は、行為である。行為には原因と理由がある。行為の原因は事実判断で記述できるが、理由の記述は、価値判断を必要とする。なぜなら行為の理由は、「私は・・・したい」(選好)ないし「私は・・・すべきだ」(義務)という判断そのもの、ないしそれを前提とする判断を含む。たとえば、「わたしは・・・するつもりだ」という意図の記述が行為の理由であるとき、その意図は、選好や義務についての判断を前提するからである。したがって、事実判断は、価値判断を意味論的に前提しているのではないが、行為論的に前提している。

(3) 事実と価値の二分法への批判(3) パトナムによるセンの解釈

スミスやリカードなどの古典派経済学は、「倫理学」と「経済学」を区別すべきものとは考えていなかった。これに対して新古典派経済学は、事実と価値の二分法をみとめ、倫理学と経済学を異質なものと考えていた。これに対して、パトナムによれば、センは、「倫理学」と「経済学」を結合しようとする。パトナムは、そこに事実と価値の二分法への批判を読み取る。

19C終わりに、新古典派経済学は「限界効用理論」によって労働価値説に代わる新しい考え方を提示した。ピグー『厚生経済学』は限界効用逓減の法則から次を論証する。「他の条件が同じだとすれば、所得の再配分は厚生を促進する。」

ライオネル・ロビンズが「個人間の効用の比較は無意味」であるということを読いたが、当初これは論理実証主義の影響ではなかった。ロビンズは、他人の心の状態について知る可能性に関するジェヴォンズの懐疑主義の影響を受けていた。しかし、1935年までにはロビンズは、論理実証主義にも影響を受け始めていたそうである。

個人間の効用比較が不可能であることから、考案されたのが、「パレート最適」原理である。しかし、これにも欠点がある。

注：<限界効用 marginal utility>

「一定量の財がこれを消費する個人の主観的欲望を充足させる程度をはかる尺度。この場合、主観的満足度は、財の単なる使用価値ではなく消費する財の量の増減に関連する「効用」としてとらえられ、所与の所得範囲内である個人が一つの財を一つの用途に一単位量ずつあてるとき、主観的満足の得られる最後の一単位(限界単位)の効用を限界効用という。1870年代にオーストリアのC. メンガー、イギリスのW. C. ジェヴォンズ、スイスのL. ワルラスが、限界効用の考え方を基礎に、古典派経済学の価値観を批判して新しい経済学説をたてた。」(『哲学辞典』平凡社、「限界効用」の項)

<パレート原理>

「ある行為、ある政策によって、少なくともある一人の人の状態が以前よりも改善され、しかも他の全ての人が少なくとも以前と同程度に望ましい状態にあるなら、その行為や政策は社会的に望ましいものとみなされる。したがって、他のすべての人々に不利益をもたらさない(境遇を以前より悪化させない)範囲内において、ある人の境遇を改善する政策は許される。そして、その人の境遇を改善する程度に応じて、政策の優劣が決定されるのである。」(足立幸男『政策と価値』ミネルヴァ書房53)

このパレート原理にあつては、政策が個々人にもたらす利益・不利益、境遇の改善・悪化が、もっぱら効用の観点から論じられる。しかし、効用の基数的情報ではなく、**序数的情報**にのみ基づく。また個々人の効用を比較しえないものとする。

<パレート最適>

パレート原理を満たす最適点。すなわち、もし少なくともある一人の人の効用を増加させようとするならば、他の人々の効用を減少させざるを得ないような状態を指す。

<パレート原理への批判>

(1) 「ごく一握りの人々の境遇をほんのわずかに悪化させるもの、大多数の人々の境遇を大きく改善する見込みがあるような政策も、効率的でないというやっかいなことになってしまう。」(足立 54)

(2) 「現実問題として、全ての人々に不利益を与えないような政策など、そうそうあるものではない。」(54)

(3) パレート最適状態の複数性

センの「潜在能力」アプローチ

以下の引用は、アマルティア・セン『不平等の再検討』(1992) (池本幸生、野上裕生、佐藤仁訳、岩波書店。1999)の「第三章 機能と潜在能力」から。

・個人の福祉は、「潜在能力」によって測られる。

「個人の福祉は、その人の生活の質、いわば「生活の善さ」としてみることができる。生活とは、相互に関連した「機能」(ある状態になったり、何かをすること)の集合からなっているとみなすことができる。このような観点からすると、個人が達成していることは、その人の機能のベクトルとして表現することができる。重要な機能は、「適切な栄養を得ているか」「健康状態にあるか」「避けられる病気にかかっていないか」「早死にしていないか」などといった基本的なものから、「幸福であるか」「自尊心を持っているか」「社会生活に参加しているか」などといった複雑なものまで多岐にわたる。ここで主張したいことは、人の存在はこのような機能によって構成されており、人の福祉の評価はこれらの構成要素を評価する形をとるべきだということである。」(59)

「機能空間における「潜在能力集合」は、どのような生活を選択できるかという個人の「自由」を表している。

「潜在能力」とは、「価値ある機能を達成する自由」、「実質的な自由」、「個人の福祉を達成しようとする自由」であり、「我々が持っている真の選択肢を明らかにする。」(70)

・「潜在能力」アプローチが「効用」アプローチより優れている点。

「困窮し切り詰めた生活を強いられている人でも、そのような厳しい状態を受け入れてしまっている場合には、願望や成果の心理的尺度ではそれほどひどい生活を送っているようには見えないかもしれない。」

「個人の困窮の程度は、個人の願望達成の尺度には表れないかもしれない」(77)

困窮者の欲求水準が下がっているとき、困窮している者は、現状に満足しているかもしれない。他方、困窮していないものの方が、現状に不満を持っているかもしれない。主観的な満足度や幸福度や効用で、福祉を考えることは適切ではない。「価値ある機能を達成する自由」を考えると、不満の少ない困窮者の自由は、不満の多い豊かなものの自由より少ないといえる。

#パトナムによるセンの解釈

センは、新古典派の「効用」概念にかえて「潜在能力」によって経済的幸福を捉える方法を考える。その「潜在能力」とは、「達成された機能」ではなくて「価値ある機能を達成する自由」である。パトナムは、この「潜在能力」を説明するために使用される語彙のほとんどが「濃い概念」であるという。

「潜在能力アプローチがもちいる語彙、「価値ある機能」「個人がしかるべき理由があって価値があるとみなす機能」「十分に食物が与えられていること」「早死に」「自尊心」「共同体生活に参加できること」のほとんどいずれもが、「絡み合った」概念です。」（パトナム『事実/価値の二分法の崩壊』77）

「センが示す立脚点は、（ロビンズのように）「経済学は確かめうる事実を扱うのであり、倫理学は価値づけと義務を扱うのである」と主張するような立脚点ではありません。それは価値づけと事実を「確かめる」こととは相互的依存的活動であると主張する立脚点なのです。」（77）

補注：現代社会の文化的なコンフリクトの解決方法

この講義では、文化的なコンフリクトの理解と解決策を考えるべく、「文化相対主義」をテーマにし、その可能性を検討しているのだが、センの文献を読んでいるうちにもう一つの解決方法があるかもしれないことに気づかされたので、とりあえず記しておく。本格的な検討は後で行いたい。

解決方法1：文化相対主義

文化相対主義は、文化的なアイデンティティを保持したままで、他の文化の人々と共存しようとする試みである。

解決方法2：個人が複数のアイデンティティを持つことによって、コンフリクトを解決するこころみ。（アマティア・セン）

「「文明は衝突するのか」という問いかけがもとにしている前提は、人間は何よりもまず異なった別々の文明に分類することができて、異なった人間相互の関係はなぜか、特に理解を著しく損ねることなく、異なった文明相互の関係という観点から判断できるというものなのだ。この命題の基本的な欠陥は、文明が衝突しなければならないのかを問うはるか以前にさかのぼるのである」（セン『アイデンティティと暴力』（2006）大門毅監訳、東郷えりか訳、勁草書房、2011）

この問いの前提の前半部分は、「文明という一つのアイデンティティを優先させる」ということである。これが問題なのは、人間を分類するときの文明というアイデンティティの優先性が、他の立場と対立する可能性を持つことである。人種、性別、民族、国家、職業、年齢、趣味、など。

センは、アイデンティティを否定するのではなくて、個人が多様なアイデンティティを持っていることを指摘し、何を優先させるかの順序付けを自由に選択できることを重視する。イスラム教としてのアイデンティティを最上に置く人の決定を彼は尊重するだろう。センは、共同体論者に対しては、個人のアイデンティティが共同体の中形成されることを認めつつも、そのアイデンティティが「発見」されるのではなくて、「選択」されることを主張する。このように多様なアイデンティティにどのような優先順位をつけるかは個人の自由にゆだねられていると考えることは、自由主義かつ個人主義である。

問いの前提の後半は、「諸文明を平等に理解して、客観的に扱えるということ」であろう。これが、自由主義を採用しているのであれば、この後半の前提そのものが、一つの文明からの主張になる。